

災害事例と安全管理

2023年度全国安全週間
高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場



2023年6月13日（火）
一般社団法人 建築開口部協会
一般社団法人 日本サッシ協会
施工管理部会 柴田 岳志

【注意】
 コロナ罹患が
 原因の事案が
 除かれた為、
 前年の値も
 補正されている

【解説】
 平成29年は
 第13次防の
 初年度で、
 建設業の死亡
 災害の低減
 目標は15%
 だった

323⇒281で
 13%と若干の
 未達

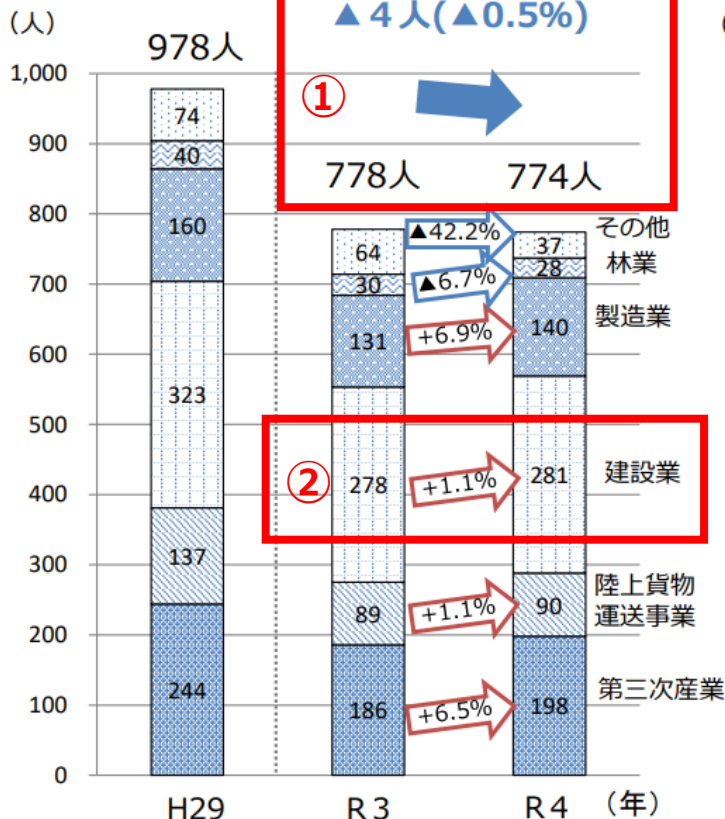
今年4月からの
 第14次防でも
 建設業の死亡
 災害の低減
 目標は15%
 とされている

令和4年 業種別労働災害

厚生労働省の労働災害統計より

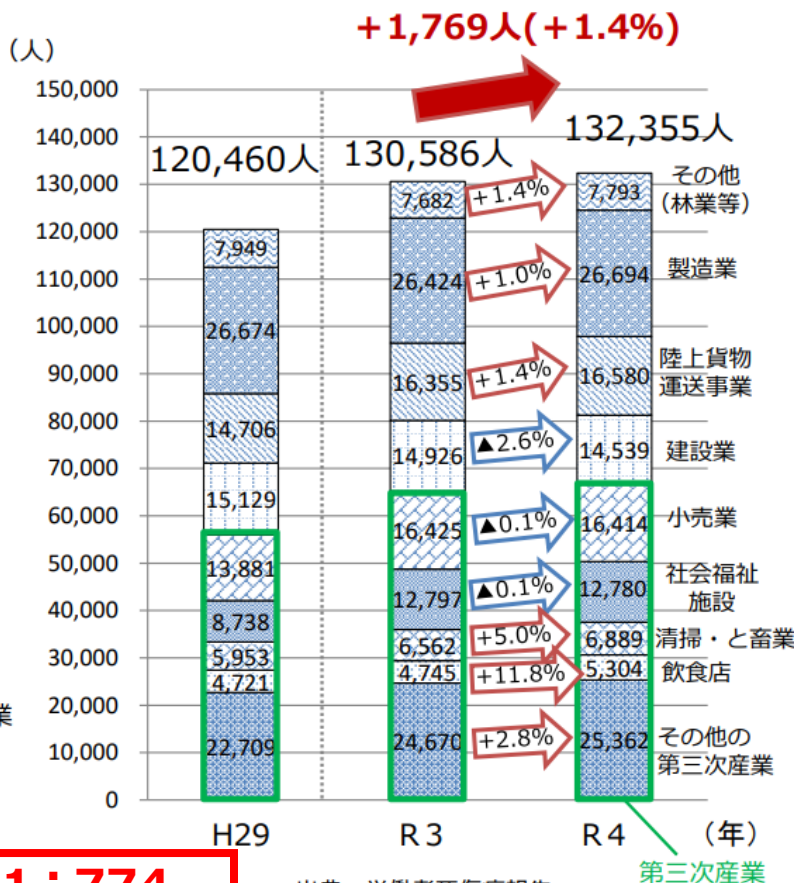
- 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの
- 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

死亡者数



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数



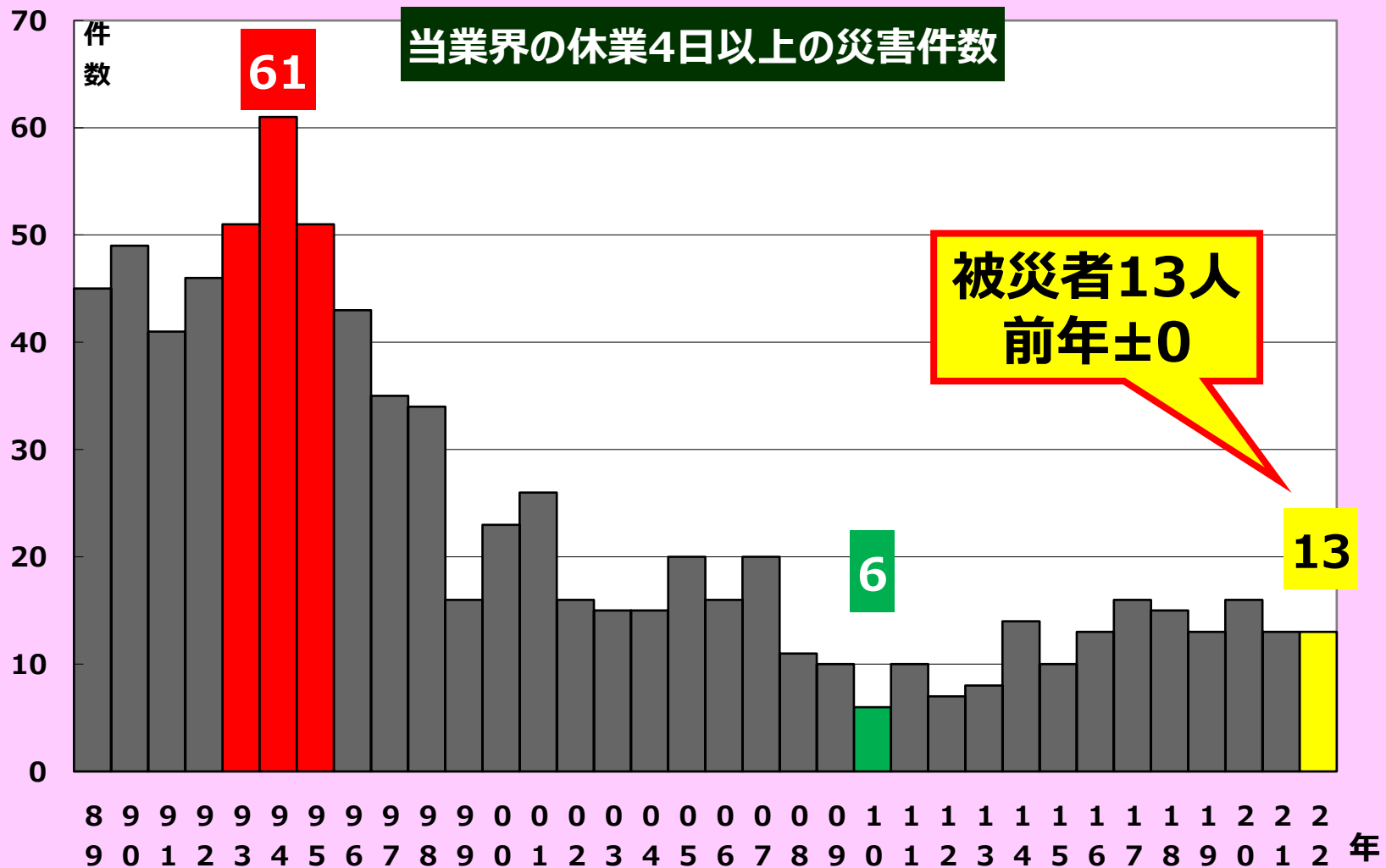
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

$$\textcircled{3} 281 \div 774 = 36.3\%$$

- ① 令和4年の全産業の死亡者数はで774人で、前年の778人より4人減少
- ② うち、建設業は281人で、前年の278人より3人増加
- ③ 建設業の死亡災害は全産業の中で36.3%で、3分の1以上を占めている

当業界の休業4日以上災害件数



- ◆2022年の休業4日以上災害の被災者は13人、前年と同数
- ◆今年死亡災害は無かった
- ◆過去にも類似災害が多く、再発防止には施工管理者の努力がまだまだ必要

当業界の労働災害統計②

◆職種別では
 サッシ2人、
 ドア1人、
 CW2人、
 シャッター5人、
 その他は
 運搬員2人、
 運転手1人

ベテランに
 多い...



男	女	職種	サッシ	軽量 ドア	カーテン ウォール	シャッター	シーリング	その他
13	0	人数	2	1	2	5		3

年齢→ 経験↓	20歳 以下	21歳～ 30歳以	31歳～ 40歳以	41歳～ 50歳以	51歳～ 60歳以	61歳 以上	経験↓
1年～ 5年以下		2	1	1			4
6年～ 10年以下		1		1	2		4
11年～ 20年以下							0
21年～ 30年以下					1	1	2
31年～ 40年以下						1	1
41年 以上						2	2
年齢→	0	3	1	2	3	4	13

◆経験10年以下の者が8人被災
 ◆61歳以上のベテランが4人被災

当業界の 労働災害統計③



午前に4件
午後に9件

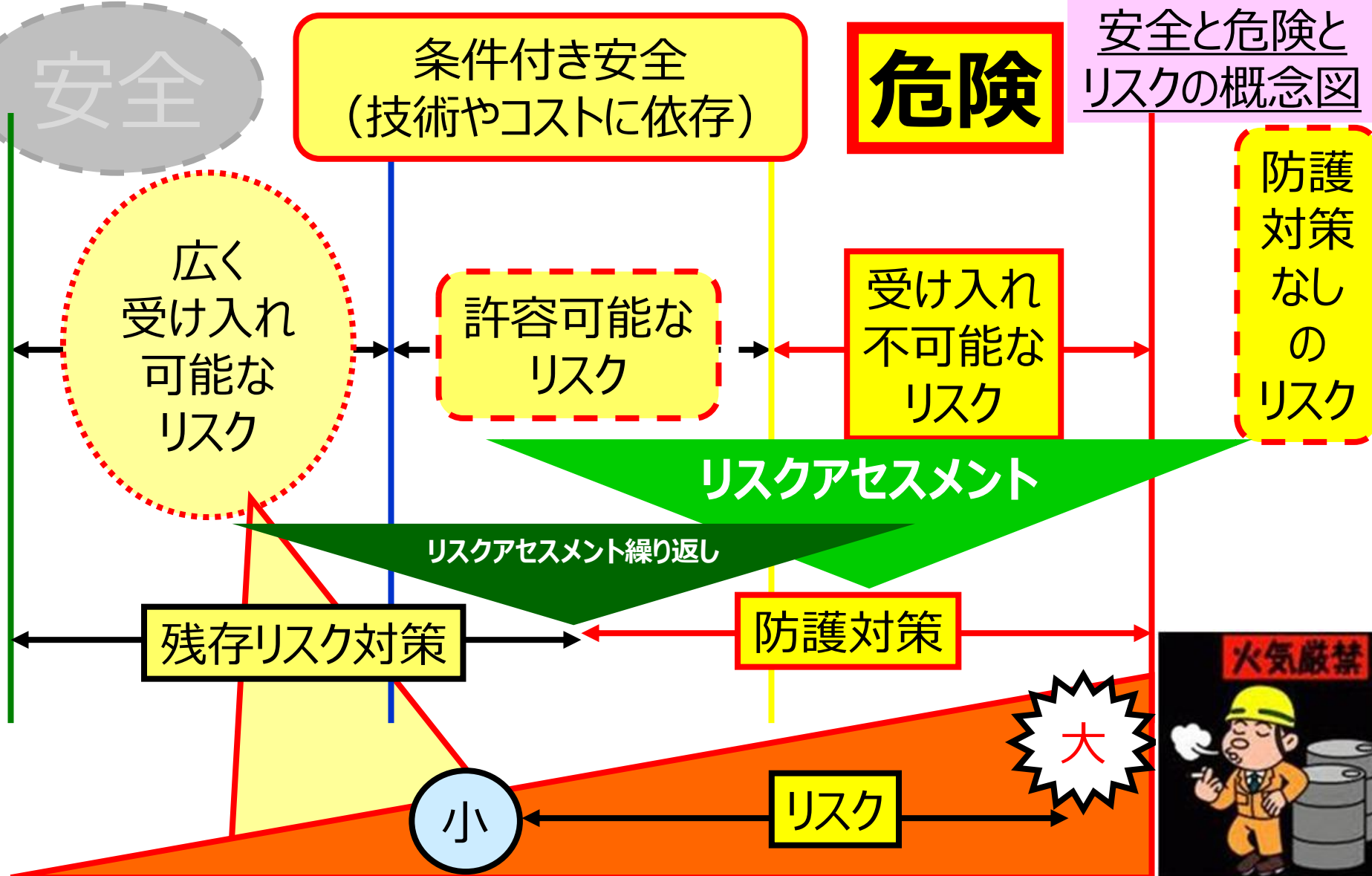
発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数			2	2				1	2	3	2	1
発生時刻	8時 以前	8時 台	9時 台	10時 台	11時 台	12時 台	13時 台	14時 台	15時 台	16時 台	17時 台	18時 以降
件数		1		1	2		3	2	2	1	1	

事故の型→ 休業日数↓	挟 まれ	墜落 転落	飛来 落下	激突 され	転倒	休業日数↓
4～10日						0
11～20日	1	1	1			3
21～30日	3	1				4
31～60日			1	2		3
61～90日						0
91～120日		1				1
120日以上	1				1	2
死亡						0
事故の型→	5	3	2	2	1	13

挟まれ5人
激突され2人
☞重量物に注意



安全と危険と
リスクの概念図



現場内では誰の目にも安全は見えていない⇔見えた危険には対策できる
安全は無事に戻ったという結果であり、現場で安全と思うこと自体が錯覚

22年災害事例No.1 挟まれ

《年齢・経験》 51歳・21年

《作業》 スチール方立を6名で吊り込み

《発生状況》

吊り込み治具が滑ったため、吊っている方立が落下し、最上部でガイドをしていた被災者の右手がブラケットと治具に挟まれた。

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 右手人差し指・中指・薬指
切断で、240日以上

《不安全状態》

雨で方立が濡れていた

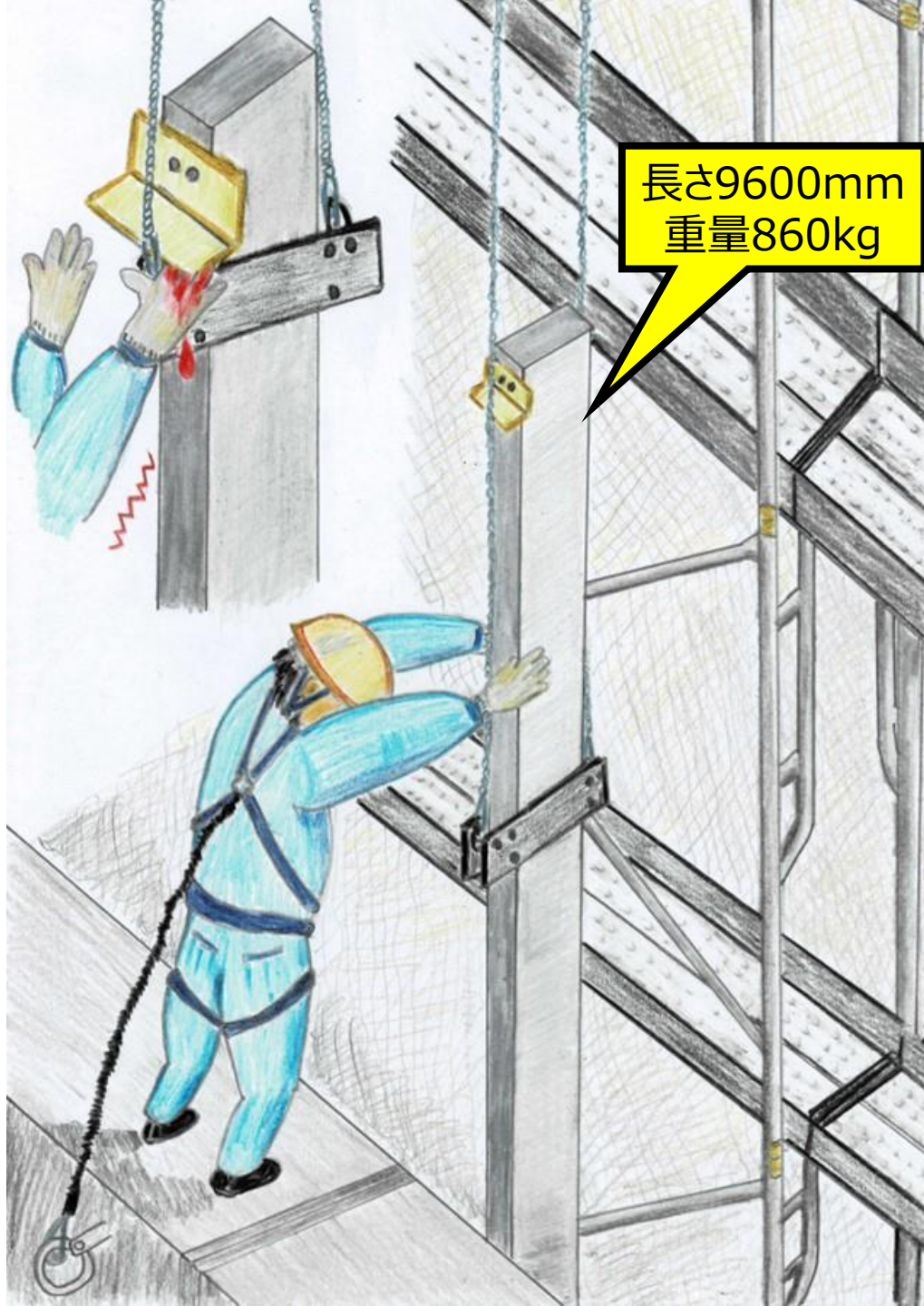
治具が滑って動いた時の安全対策が無かった

《不安全行動》

連続作業の中で慣れてきて油断があった
(不注意・危険軽視)

瞬間的に思わず方立を掴んでしまった
(場面行動本能)

長さ9600mm
重量860kg



22年災害事例No.2 挟まれ

《年齢・経験》 20歳・2年

《作業》 片開きSD取付

《発生状況》

ドライバーの柄を下枠に当て、扉の反りを直そうとしていた際に、ドライバーが滑り落ちたので、拾おうとした瞬間に、相方が勢いよく扉を閉め、右手を挟まれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 右手薬指・小指骨折で、30日

《不安全状態》

相方からは扉の陰で、被災者の動きが見えていなかった

下枠に傾斜があり、ドライバーのセットが難かった

《不安全行動》

扉の反り直しにドライバーを使った（危険軽視）

姿が見えない位置で閉めた（危険軽視）

締める直前に合図が無かった（危険軽視）

ドライバーを落とした際、直ぐに拾おうとした

（場面行動本能）

W900
H2000
重量70kg

22年災害事例No.3 挟まれ

《年齢・経験》 52歳・7年

《作業》 シャッターレールの現場切断加工
レール長さ3365mm・65kg

《発生状況》

レール2本を小型台車に載せ、2人で回しながら切断加工をしていた。1本目の加工後、被災者が1人でレールを90°回転させたところ、バランスが崩れレールが台車から落下したため、左手が地面との間に挟まれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 左手中指・薬指骨折で、21日

相方は1本目を
運搬中で不在

長さ3365mm
重量65kg

《不安全状態》

レールの長さに対して、台車が小さすぎた
台車には落下防止の単管がついていなかった

《不安全行動》

作業手順では2人で回すことになっていたが、
相方が離れている時に1人で動かそうとした
(危険軽視・近道省略行動本能)

《年齢・経験》 66歳・41年

《作業》 駐車場出入口シャッターの
ブラケット取付

《発生状況》

チェーンブロックの吊りしろが無かったので、高所
作業車の手摺の上にブラケットを載せて上昇した
際に、ブラケットを押さえていた左手が、天井に
取付済みのアイボルトに挟まれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 左手小指骨折で、20日

《不安全状態》

チェーンブロックの吊りしろが無かった

《不安全行動》

上昇する方向を見ていなかった（不注意）
高所作業車をリフト代わりに使った
（危険軽視）

手摺に載せるのは
用途外使用？

22年災害事例No.5 挟まれ

シャッター
W7100mm
H5000mm



《年齢・経験》 53歳・6年

《作業》 2台の高所作業車を使っの、
重量シャッター取付

《発生状況》

チェンブロックで吊ったケースをブラケットに載せた
際に、チェーンが緩んで滑り落ちてきて、高所作業
車の手摺との間に右腕を挟まれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 右腕挫滅創で、7日

《不安全状態》

吊り荷の真下にいたこと
作業手順が打合せされていなかった
本日中に終わらせるため急いでいた

《不安全行動》

吊り荷の下に入った（不注意・危険軽視）
ブラケットに載せたときにチェーンが緩むことを想定
していなかった（無知・未経験）
高所作業車2台の連携が必要なのに、作業手順
の打ち合わせをしていなかった（集団欠陥）
工程が最優先になっていた（集団欠陥）

作業車2

作業車1

22年災害事例No.6 墜落転落

《年齢・経験》 65歳・40年

《作業》 額縁、ブラインドボックス取付

《発生状況》

SGセターの梯子部分と壁に足を掛け、腕で体を支えながらチリの調整作業を行っていたところ、バランスを崩し床スラブ上に転落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 側頭部骨折・肋骨骨折・肺挫創で、100日



SGセター作業床
高さ1860mm

《不安全状態》

大きな窓で天井高が高かった
ベテランの高齢者の一人作業になっていた

《不安全行動》

SGセターの使い方が出鱈目だった
(危険軽視・近道省略行動本能)
壁にも足を掛ける不安定な作業姿勢だった
(危険軽視・近道省略行動本能)

22年災害事例No.7 墜落転落

《年齢・経験》 49歳・4年

《作業》 電動シャッターの二次結線

《発生状況》

二次結線を終え、可搬式作業台から降りようとして右足を踏み外したため、右手を床で強打した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 右手首骨折で、30日

《不安全状態》

モノを持たず後ろ向きに降りていた
足の掛け方以外は正しい降り方

《不安全行動》

被災者はつま先を踏み棧にかけていた模様
(不注意・危険軽視・慣れ)
作業が終わったところで油断した(不注意)

22年災害事例No.8 墜落転落

最近では珍しい
馬足場

被災者は
応援の初日

《年齢・経験》 74歳・45年

《作業》 CWの取付

《発生状況》

馬足場から降りるときに足を踏み外して床スラブ上に後ろ向きに転落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 頭と腰の打撲で、14日

《不安全状態》

高齢の作業員が応援に入った初日に被災
最近では珍しい馬足場を使用

《不安全行動》

お昼前で気が緩んでいた（不注意）
足場のはね出し部を避けて降りる必要があった
（中高年の機能低下）

22年災害事例No.9 激突され

《年齢・経験》 48歳・10年

《作業》 スチール扉の搬入

《発生状況》

歩道に面したロングスパンエレベーターに立てかけた扉が倒れて、相方の背中越しに被災者が担いでいた次の扉にぶつかったため、将棋倒し状態で後ろ向きに転倒した際に、被災者の脚に扉がぶつかった

《事故の型》 激突され

《傷病・日数》 左下腿挫創で、20日

《不安全状態》

街中の現場で、エレベーターが小さかった歩道上で扉の仮置きができなかった

《不安全行動》

1回で多くの扉を運びたくてタテ向きに積んだ
(危険軽視・集団欠陥)
扉を固定することをしていなかった
(危険軽視・近道省略行動本能)

被災者は荷揚げ運搬業者

22年災害事例No.10 激突され

《年齢・経験》 35歳・4年

《作業》 現場交換したガラス・ガラスラックの
引き取り

《発生状況》

クレーンを旋回したときに、ナイロンスリングが台車
にひっかったため、ガラスラックが操作していた
運転手の方に倒れてきて、右脚にぶつかった

《事故の型》 激突され

《傷病・日数》 右下腿挫創で、14日

《不安全状態》

引取りの非定常作業であった
クレーンの動作音で、声掛けが聞こえなかった

《不安全行動》

都度の積荷へのラッシングベルトを掛けを怠った
（危険軽視・近道省略行動本能）
17時を過ぎ暗くなって焦っていた（集団欠陥）

被災者は運転手

22年災害事例No.11 飛来落下

《年齢・経験》 21歳・1年

《作業》 重量シャッターレール交換

《発生状況》

レール上部とケースが外れなかったので、床上でレールを揺さぶっていたところ、急にレールが外れて右脚にぶつかった

《事故の型》 飛来落下

《傷病・日数》 右大腿部挫創・大腿四頭筋損傷で、33日

被災者は
新人

《不安全状態》

作業手順が周知されていなかった

《不安全行動》

チェンブロックで上部を固定する前に、強引にレールを外そうとした

(危険軽視・近道省略行動本能)

落下する恐れのある部材の下に居た

(無知・未経験・不注意)

22年災害事例No.12 飛来落下

《年齢・経験》 27歳・8年

《作業》 改修で外したガラス入り障子を、産廃コンテナに廃棄

《発生状況》

割れたガラスが入ったまま運び、コンテナ内の相方に手渡そうとした時に、ガラスが外れて足の上に落ちてきた

《事故の型》 飛来落下

《傷病・日数》 脚の挫創で、14日

《不安全状態》

割れたガラスが中途半端に残っていた

《不安全行動》

テーピングや割り切ることを行わなかった
(危険軽視・近道省略行動本能)

被災者は荷揚げ運搬業者

22年災害事例No.13 転倒

《年齢・経験》 62歳・28年

《作業》 工具を当該に搬出

《発生状況》

工具を台車に載せ2人で別棟に運んでいた際に、被災者の踵がL型側溝の段差に引っ掛かり、側溝上に尻もちをついた

《事故の型》 転倒

《傷病・日数》 第一腰椎圧迫骨折で、128日

《不安全状態》

動線上に複数の段差があった
台車を持ち上げる必要があった

《不安全行動》

被災者は後ろ向きだった（不注意）
声掛けが不十分だった（集団欠陥）



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計

🏠 [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [労働災害](#)

雇用・労働

労働災害防止計画について

▼ [労働災害防止計画について](#)

▼ [バックナンバー](#)

労働災害防止計画について

2023年4月から第14次労働災害防止計画が始まります。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために
国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画のこと。
2023年4月～2028年3月までの5年間を計画期間
とする「第14次労働災害防止計画」（略称：第14次防）
を2023年3月8日に策定し、3月27日に公示された。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

荷下ろし作業にも影響

建設業の目標は2022年から死亡災害15%以上の減少

死亡災害で最も多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば、15%災害が減少することが期待できるとしている。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

2024年問題・働き方改革

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 % 以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質対策強化

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5 % 以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率*を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

熱中症対策強化

建設業に関する法令改正一覧

大阪労働局・
大阪中央労働基準監督署
23年5月発表
「建設業の事業主さま
法改正への御対応を
お願いします」

- ①化学物質対策
- ②保護具着用管理責任者対応
- ③金属アーク溶接等作業主任者
- ④足場からの墜落転落防止対策
- ⑤陸上貨物運送事業での強化

項目		施行期日							
		令和5年度				令和6年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
足場	一側足場の使用範囲の明確化					R6.4.1～			
	点検者の指名、記録・保存事項の追加	④				R5.10.1～			
荷役作業	昇降設備の設置・保護帽着用が必要な貨物自動車の範囲拡大	⑤				R5.10.1～			
	テールゲートリフター特別教育義務化					R6.2.1～			
化学物質	ばく露を最小限度にすること	①				R5.4.1～			
	ばく露を濃度基準値以下にすること ※濃度基準値設定物質のみ	①				R6.4.1～			
	皮膚等障害物質への直接接触の防止 ※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質は義務化	R5.4.1～ 努力義務				R6.4.1～ 義務			
	がん原性物質の作業記録の保存	R5.4.1～							
	保護具着用管理者の選任義務化	②				R6.4.1～			
	別容器保存時の措置の強化	R5.4.1～							
	安衛法第31条の2の対象設備の範囲拡大	R5.4.1～							
	特定化学物質の有害性等揭示の対象の拡大					R5.10.1～			
	防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の新設 ※～R8.9.30猶予期間あり					R5.10.1～			
溶接ヒーム	金属アーク溶接等作業主任者の新設	③				R6.1.1～			
石綿	有資格者による事前調査の実施					R5.10.1～			
一人親方等に対する保護措置の義務化		R5.4.1～							
騒音ガイドラインの改訂		R5.4.20～							
時間外労働の上限規制（働き方改革）						R6.4.1～			

① 説明

② 説明

③ 説明

④ 説明

⑤ 説明

32枚目に▶

①化学物質のリスクアセスメントの強化

職場における新たな化学物質規制の導入

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1



SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

3



リスク低減措置の実施

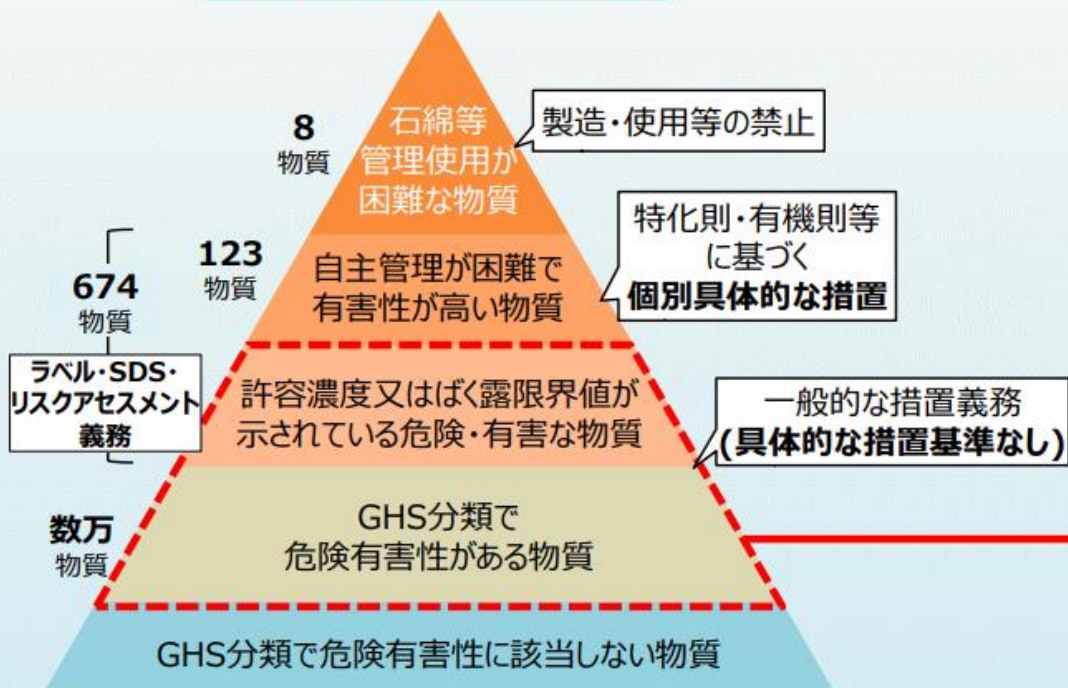
2021年に
建設アスベスト訴訟で
最高裁が国の責任を
認めたことにより、
今後の幅広い
化学物質リスクに
対抗するために、
関係する11の省令
（規則）も、
建設アスベスト訴訟の
最高裁判断に
従おうとしている
流れです

↓
国が決めた規制値を
守っているだけでは
不十分だったので
事業主の自主的な
実践を求めている

①化学物質のリスクアセスメントの強化

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



取付：溶接ヒューム
・さび止め塗料
シール・補修：有機溶剤

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

23枚目（法令改正の一覧）に戻る▶

②保護具着用管理責任者の強化

実はこれまでも根拠法令はあった
・・・なぜ定着していなかったのか？
理由は2つ

以前の対象保護具指導の根拠

1	化学防護手袋	平成29年1月12日基発0112第6号 「化学防護手袋の選択、使用等について」
2	防毒マスク	平成17年2月7日基発第0207007号 「防毒マスクの選択、使用等について」
3	防じんマスク	平成17年2月7日基発第0207006号 「防じんマスクの選択、使用等について」

- ①指導レベルだったので、
多くの事業者が本気にならなかった
- ②そのような業務ができる専門的な
知識を持った者が事業場にいなかった

2022年5月の改正安衛則

- ・化学物質管理者
- ・**保護具着用管理責任者**
- ・化学物質管理専門家
- ・作業環境管理専門家

という4種類の管理者と専門家が規定されている



②保護具着用管理責任者の強化

改正安衛則 第12条の6 第1項の要約

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- ◆保護具の適正な選択に関すること。
- ◆労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ◆保護具の保守管理に関すること。

改正安衛則 第12条の6 第2項の要約

本項第2号中の「**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者**」には、**次に掲げる者が含まれること**。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。
また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

改正安衛則 第12条の6 第2項の次に掲げる者＝有資格者とは？

安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者

- …特定化学物質の作業主任者：アーク溶接作業の特化則対応中
- …有機溶剤の作業主任者：シール・補修工事では資格者が居る

③金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

適用日：令和6年1月1日

化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目の範囲、講習時間等を規定する。

講習科目	範囲	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する知識	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項 特化則	1 時間

**現行：特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は2日間
アーク溶接の項目は15分程度で、非常に酷な講習となっている**



近い将来：金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が創設され1日で済む

**作業主任者の配置は既に義務化されているので、
充足できていない業者には待ったなしの指導が必要**



アーク溶接の特化則対応おさらい 建設現場での考え方

神奈川県労働局
「特定化学物質
障害予防規則
等の改正に
ついて」

アーク溶接における
そもそもの規制物質は
塩基性マンガ

継続して行う屋内
作業場＝主に工場

建設現場は毎回異なる
屋内作業場で
屋外作業場等に含まれる

金属アーク溶接等作業以
外で塩基性マンガンを取
り扱う作業

屋内作業場で金属アーク溶
接等作業を継続して行う場
合

屋外作業場等で金属アーク
溶接等作業を行う場合

溶接ヒュームが滞留する場所では屋内

換気等の措置

局所排気装置、プッシュ
プル型排気装置等が原則

全体換気装置以上の
措置（個人ばく露測定の結果、必要な換気量を確保す
ることが必要）

規制なし

作業環境測定

作業環境測定士により6
か月以内に1回測定が
必要

作業環境測定の義務はない
が、個人ばく露測定が必要
（作業環境測定士が行うこ
とが望ましい）

規制なし

作業主任者

選任が必要

選任が必要

選任が必要

呼吸用保護具

局所排気装置等の措置が
なされていれば不要（備
え付けは必要）

個人ばく露測定の結果に基
づき有効な呼吸用保護具の
選択、使用が必要

有効な呼吸用保護具の着用
が必要

特殊健康診断

6か月以内ごとに1回、
特定化学物質による特殊
健康診断が必要

特定化学物質による特殊健
康診断のほか、じん肺法に
基づく健康診断が必要

特定化学物質による特殊健
康診断のほか、じん肺法に
基づく健康診断が必要

そのほか、特化則の一般則が適用されます。

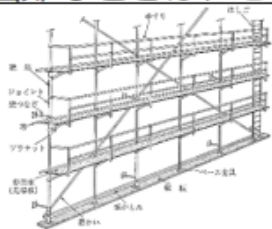
23枚目（法令改正の一覧）に戻る▶

④足場等からの墜落・転落防止措置関係の強化

施行期日：1は令和6年4月1日、
2及び3は令和5年10月1日

1 一側足場の使用範囲を明確化

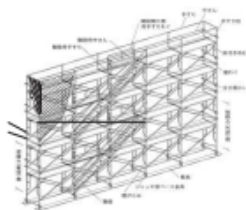
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



**低層建築物の足場が
より安全なものになる可能性がある**

（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

**足場の点検者の指名、点検表への記載が必要に
⇒点検表の整備等の課題もありそう**

**23枚目（法令改正の一覧）
に戻る▶**

⑤陸上貨物運送事業関係での強化（荷台への昇降設備）

施行/適用期日：令和5年10月1日

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

大型車だけでなく、2トン車以上になればほぼすべての搬入車両に規制がかかる
トラック業者側が準備しなければならない課題だが、

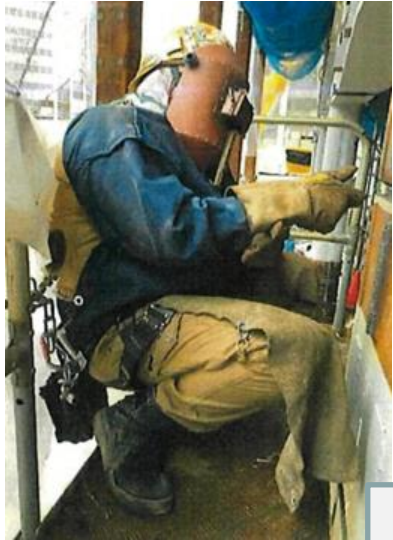
**トラックの荷台に飛び乗る、荷台から飛び降りるは
不安全行動として行わせないようにする必要がある**

大規模現場では元請が
トラック停止位置を指定し
タラップと親綱を準備している
場合がある



23枚目（法令改正の一覧）
に戻る▶

火花を吸い込んだ空調服が燃え上がる災害事例（大成建設・東京）



**コラムステージ上で柱継手溶接の作業⇒火花量は異なるが、
類似の作業姿勢・作業床での溶接リスクは我々にも存在する**

【ヒトの要因】

- 空調服のファンから入った火種で、着衣が燃え上がるリスクを想定していなかった
- 速乾性の快適な衣料にはポリエステル製が多く、綿に比べると燃え上がりやすかった

【モノの要因】

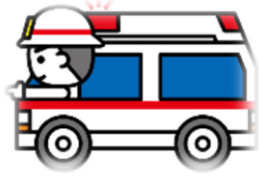
- 空調服の種類によっては、ファンに火花養生カバーが装着できる仕様になっているが、使われていなかった（当時はあまり知られていなかった）

【管理の要因】

- 空調服への火花侵入リスク、快適素材への着火リスクが知られていなかった（説明書には書いてある）
- ファンへの火花養生カバーについても知られていなかった（当時に比べて増えてきた）

熱中症が疑われた場合の現場での応急措置

★必ず病院を受診させる・現場には救急車を要請する



① 涼しい環境への避難

- ・風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させる。
- ・急激に重症化することがあるので、一人つきりには絶対にしない。

② 脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体から熱の放散を助ける。
- ・きついベルト、下着はゆるめて風通しを良くする。
- ・露出させた皮膚に水をかけて、扇ぐことにより体を冷やす。
- ・下着の上から水をかけても良い。
- ・氷のうなどがあれば、それを首筋の両脇、脇の下、大腿の付根の前面、股関節部に当てて皮膚の直下をゆっくり流れている血液を冷やすことも有効。
- ・重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるか。
- ・救急車を要請したとしても、その到着前から冷却を開始することが求められる。

熱中症が疑われた場合の現場での応急措置

★必ず病院を受診させる・現場には救急車を要請する



③ 水分・塩分の補給

- ・冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらうようにする。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪い、同時に脱水の補正も可能。大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適。食塩水（水1ℓに1～2gの食塩）も有効。
- ・応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、口から冷やした水分をどんどん与える。
- ・「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠で、これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物で、病院での点滴が必要。

④ 医療機関へ運ぶ

- ・自力で水分の摂取ができないときは、点滴で補う必要があるので、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法。

＊熱中症が疑われる場合には、『我慢させない』『一人にしない』

リスクを察知すること・・・もう一度基本を顧みよう

- ①自身の仕事の『あるべき姿』を持つこと・・・基準が無いと始まらない
- ②法令について理解を深めること・・・自己流では危ない
- ③KYの基本・リスクアセスメント・ヒューマンエラーについて理解を深めること



ルールが守られているか点検すること・・・不安全行動を省みよう

- ①不安全行動があれば直ちに改めさせる・・・組織でみんなで
- ②不安全状態は取り除く（工学的対策）または近づかないように明示する（管理的対策）
- ③ルール違反を見つけたら直ちに作業を制止し、ルールの腹落ちを図る

**類似災害が発生している間は
監視や注意喚起が有効とは言えない**

毎年同じお願いです

**被災者は職人だけとは限らない、理屈では伝わりにくい、
痛い思いをしてから改める・・・では遅い＝災害事例の活用を！**